横浜市重度訪問介護利用者大学修学支援事業実施要綱

制 定 令和2年3月17日 健障福第3256号(局長決裁) 最近改正 令和4年7月1日 健障自第822号(局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまで の間において、重度障害者に対して支援員を派遣し修学に必要な身体介護等を提供すること により、障害者の社会参加を促進することを目的として実施する横浜市重度訪問介護利用者 大学修学支援事業(以下、「本事業」という)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱における「支援員」とは、第16条第1項に規定する要件に該当する者とする。
- 2 この要綱において「地域生活支援サービス費」とは、第7条に規定する大学等への通学や学校内の活動における支援に要する費用(以下「サービス提供費」という。)から第8条に規定する利用者負担額を控除した費用をいう。

(対象者)

- 第3条 本事業の対象者は横浜市に居住し、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号、 以下「総合支援法」という)に基づく重度訪問介護の対象者で、重度訪問介護を利用してい る者もしくはそれに準ずる者
 - (2) 入学後に停学その他の処分を受けていない者
 - (3) 学修の意欲があり、病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由による場合を除き、適切に単位を修得する者

(大学等の要件)

- 第4条 本事業の対象となる「大学等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学等(大学(大学院及び短期大学も含む。)、高等専門学校、専修学校及び各種学校)とし、以下の要件を満たすものとする。
 - (1) 障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口が設置されていること。
 - (2) 大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。

(サービス内容)

- 第5条 本事業のサービスは、第3条に規定する対象者が大学等に修学するために必要な支援 とする。
- 2 次に掲げるものは本事業のサービスの対象としないものとする。
 - (1) 大学等からの帰宅途中における余暇活動等、修学に関わらない活動の支援
 - (2) 介護、見守り等の具体的支援を必要とせず支援員が待機している時間
 - (3) 支援員に危険が伴う活動の支援
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、社会通念上本事業を適用することが適当でないと市長が認

める活動

(派遣時間)

- 第6条 支援員の派遣時間は、30分を単位とする。
- 2 派遣する時間は、自宅から大学等までの通学時間及び大学等の授業日程から算出した必要時間数を月単位で決定する。

(サービス提供費)

- 第7条 本事業のサービス提供費の額は、年間の派遣時間が500時間を超える場合は、別表第一に 定めるとおりとする。
- 2 派遣時間が500時間以内の場合は、別表第二に定めるとおりとする。ただし、この場合のサービス提供費の上限は年間113万5千円とする。
- 3 年間の派遣時間を500時間以内と計画していたが年度途中で500時間を超えた場合は、利用開始日に遡って別表第一のサービス提供費の額を適用する。

(利用者負担額)

第8条 本事業の利用者負担額は、前条に定めるサービス提供費の額の1割とする。ただし、利用者負担上限月額として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条に規定する額を準用する。

(利用の申請)

第9条 本事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、「横浜市重度訪問介護利用者大学修学支援事業 利用(変更)申請書(第1号様式)」、利用計画、「横浜市重度訪問介護利用者大学修学支援事業 委任状(第2号様式。以下、「委任状」という。)」及び「横浜市重度訪問介護利用者大学修学支援事業 承諾書(第3号様式)」に、修学先大学等が作成する「障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会等の運営規定」及び「支援計画」を添えて市長に申請する。

(支給決定等)

- 第10条 市長は、前条の申請があったときは、この事業の対象要件に該当するか否かの確認を行い、「横浜市重度訪問介護利用者大学修学支援事業 利用(変更)決定通知書(第4号様式。 以下「決定通知書」という。)」により支給時間及び支給期間等を申請者に通知するものとする。
- 2 前項の支給期間は、その開始日の属する年度の3月31日までを限度とする。
- 3 市長は、前条の申請を受けた場合において、対象要件に該当しない等の理由により、支給しない旨の決定をしたときは、「横浜市重度訪問介護利用者大学修学支援事業 利用却下決定通知書(第5号様式)」により申請者に通知するものとする。

(支給内容の変更)

第11条 第9条及び第10条の規定は、支給決定を受けた者(以下「支給決定障害者」という。) が現に受けている支給決定の内容について変更を必要とする場合において準用する。

(支給決定の廃止)

第12条 市長は、支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給決定を廃止する

ことができる。

- (1) 死亡または市外転出した場合
- (2) 第3条に規定する事業の対象者の要件に該当しなくなったと認められる場合
- (3) 不正その他偽りの申請により支給決定を受けた場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、適切な利用と認められない場合
- 2 市長は、前項により支給決定の廃止を行う場合は、支給決定障害者に「横浜市重度訪問介護 利用者大学修学支援事業 利用廃止決定通知書(第6号様式)」により通知するものとする。

(利用契約)

第13条 支給決定障害者が事業を利用しようとするときは、当該事業者と利用の契約をしなければならない。

(利用取下げ・終了の届出)

- 第14条 支給決定障害者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、「横浜市重度訪問介護利用者大学修学支援事業 利用取下げ・終了届出書(第7号様式)」を速やかに市長に届け出るものとする。
 - (1) 本事業の利用を辞退する場合
 - (2) 大学等を卒業又は退学した場合
 - (3) 大学等を休学した場合
 - (4) 第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなった場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、事業の利用の必要がなくなった場合

(事業者)

- 第15条 事業者は、総合支援法に基づく居宅介護又は重度訪問介護の事業者として横浜市長等より指定を受けている事業者であって、第10条第1項の規定による決定通知書において指定された者が行うものとする。
- 2 事業者は、大学等を含む関係機関との緊密な連携を図ることにより、支援を適切かつ効果的 に行うものとする。
- 3 事業者は、支援員が本事業に係る派遣に従事する時間について、労働基準法等の関係法令に 従い、適切なものとなるよう留意しなければならない。

(支援員の資格等)

- 第16条 支援員は、前条の事業者が運営する居宅介護又は重度訪問介護の事業所に従事する者 であって、提供資格を有する者とする。
- 2 支援員は、派遣に従事する際には大学等の指示に従うとともに、その身分を示す証明書を携行し、支給決定障害者又は大学等から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(記録の保持)

第17条 事業者は、支給決定障害者に対して支援員を派遣したときは、支援内容等について支援 記録を作成し、これを本事業終了日の属する年度から5年間保存しなければならない。

(個人情報保護)

- 第18条 事業者及び支援員は、業務上知り得た支給決定障害者に係る個人情報の保護に十分留意しなければならない。
- 2 事業者は、支援員に対して本事業実施の終了後においても前項の規定が遵守されるよう必要な措置を講じなければならない。

(事故報告)

第19条 事業者は、本事業を実施している際に事故等が発生した場合は、支給決定障害者の家族及び市長等に遅滞なく報告及び連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(代理受領)

第20条 支給決定障害者が事業者から支援員の派遣を受けた場合、事業者は、委任状(第2号様式)に基づき支給決定障害者に代わって地域生活支援サービス費の支払を受けるものとする。

(請求および支払等)

- 第21条 事業者は、支給決定障害者に対して支援員の派遣を行ったときは、派遣を行った日の属する月の翌月の概ね月末までに、「横浜市重度訪問介護利用者大学修学支援事業 サービス提供実績報告書(第8号様式)」及び「横浜市重度訪問介護利用者大学修学支援事業 地域生活支援サービス費請求書(第9号様式)」により地域生活支援サービス費を市長に請求するものとする。
- 2 市長は、前項の請求があった場合は、これを審査し適当であると認めたときは、請求があった日から30日以内に地域生活支援サービス費を支払うものとする。
- 3 前1項及び2項の規定による支払があったときは、当該支給決定障害者に対して地域生活 支援サービス費の支給があったものとみなす。
- 4 事業者は、前2項による支払を受けたときは、当該支給決定障害者に対して、地域生活支援サービス費として受領した旨を通知しなければならない。

(利用者負担額の受領)

- 第22条 事業者は、支給決定障害者に対して支援員の派遣を行ったときは、当該支給決定障害者 から第8条の規定により算定した利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 事業者は、前項の規定により利用者負担額の支払を受けたときは、当該支給決定障害者に対して、領収証を発行しなければならない。

(費用の返還)

第23条 市長は、事業者が虚偽その他の不正な手段により第7条に規定するサービス提供費の 支払を受けた場合は、当該事業者から事業のサービス提供費の全部又は一部の返還を請求す るものとする。

(調査等)

第24条 市長は、本事業の実施に関して必要と認められるときは、事業者に対して本事業に係る報告及び書類の提示を命じ、又は当該事業者に立ち入り、支援員等に対して必要な調査を行うことができる。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、健康福祉局長が 定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年7月1日から施行し、この要綱の規定は令和4年4月1日から適用する。

別表第一(第7条関係)

所要時間		サービス提供費
30分	(20分以上45分未満)	1,135円
1時間	(45分以上1時間15分未満)	2,270円
1 時間30分	(1時間15分以上1時間45分未満)	3,405円
2時間	(1時間45分以上2時間15分未満)	4,540円
2 時間30分	(2時間15分以上2時間45分未満)	5,675円
以後、30分ごとに加算		1,135円

別表第二(第7条関係)

所要時間		サービス提供費
30分	(20分以上45分未満)	1,960円
1時間	(45分以上1時間15分未満)	3,920円
1 時間30分	(1時間15分以上1時間45分未満)	5,880円
2 時間	(1時間45分以上2時間15分未満)	7,840円
2 時間30分	(2時間15分以上2時間45分未満)	9,800円
以後、30分ごとに加算		1,960円